

令和5年12月1日

第466回白石市議会定例会議案

目 次

第90号議案	農業委員会委員の任命について	・・・	1
第91号議案	組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・	2
第92号議案	白石市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	・・・	6
第93号議案	白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	9
第94号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・	11
第95号議案	白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・	15
第96号議案	白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	・・・	17
第97号議案	白石市障害児通所施設条例の一部を改正する条例	・・・	19
第98号議案	指定管理者の指定について（おもしろいし市場）	・・・	21
第99号議案	指定管理者の指定について（あしたば白石）	・・・	22
第100号議案	指定管理者の指定について（白石市第一児童館、白石市第二児童館、第一児童館放課後児童クラブ、白石第一小学校放課後児童クラブ、第二児童館放課後児童クラブ）	・・・	23

第 9 0 号議案

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 遠 藤 俊 夫

生年月日

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 1 号議案

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市保育園設置条例の一部改正)

第1条 白石市保育園設置条例(昭和44年白石市条例第5号)の一部を次のように改正する。

「市長」を「教育委員会」に改める。

(白石市職員定数条例の一部改正)

第2条 白石市職員定数条例(昭和45年白石市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「410人」を「390人」に改め、同条第1号中「293人」を「249人」に改め、同条第3号中「83人」を「107人」に改める。

(白石市環境基本条例の一部改正)

第3条 白石市環境基本条例(平成7年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第27条中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(白石市男女共同参画社会推進条例の一部改正)

第4条 白石市男女共同参画社会推進条例(平成14年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条」に、「第24条—第29条」を「第23条—第28条」に、「第30条」を「第29条」に改める。

第20条を次のように改める。

(相談及び支援)

第20条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因を排除するため、適切な相談及び支援に努めるものとする。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

(白石市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 白石市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例(平成26年白石市条例第19号)の一部を次のように改正する。

1 「市長」を「教育委員会」に改める。

2 第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

1 「市長」を「教育委員会」に改める。

2 第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

(白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(令和2年白石市条例第10号)の一部を次のように改正する。

1 「市長」を「教育委員会」に改める。

2 第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

(白石市児童館条例の一部改正)

第8条 白石市児童館条例(令和2年白石市条例第29号)の一部を次のように改正する。

「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条中「規則で」を「教育委員会が別に」に改める。

(白石市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第9条 白石市放課後児童クラブ条例(令和2年白石市条例第30号)の一

部を次のように改正する。

「市長」を「教育委員会」に改める。

第16条中「規則で」を「教育委員会が別に」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定は、公布の日から施行する。

第 9 2 号議案

白石市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）に基づき宮城県が実施する急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により白石市（以下「市」という。）が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき当該事業により特に利益を受ける者から市が徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 法第3条の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域をいう。
- (3) 受益者 当該事業により特に利益を受ける者で、事業に係る要望書（急傾斜地崩壊対策工事の施工の要望を記載したものをいう。）及び同意書（急傾斜地崩壊危険区域となる予定の区域内の土地の所有者その他の利害関係者の急傾斜地崩壊危険区域の指定、準備調査、工事施行後の用地の無償借地、工事費に係る受益者負担金の納付等に係る同意を記載したものをいう。）を提出したものをいう。

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、受益者から徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、年度ごとに当該事業に要する費用のうち市が負担する額を超えない範囲において市長が定める額とする。

(徴収方法)

第5条 分担金は、普通徴収の方法により、市長が別に定める納付期限までに、一括して徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、分割して徴

収することができる。

2 市長は、分担金を徴収することを決定したときは、分担金の額及び納期限を受益者に通知しなければならない。

(分担金の減免)

第6条 市長は、特別の事情があると認められるときは、第3条の規定にかかわらず、規則で定める基準により、分担金の全部又は一部を減免することができる。

(督促手数料及び延滞金)

第7条 受益者が、分担金を納付期限までに納付しないときは、督促手数料及び延滞金（以下「延滞金等」という。）を徴収する。

2 前項に規定する延滞金等の額及び徴収方法については、白石市市税外収入等督促手数料及び延滞金条例（昭和30年白石市条例第27号）の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 3 号議案

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業の対象として、同条第5項に規定する選定事業者に公の施設の管理を行わせようとするとき。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第5号の規定により特定の団体を指定管理者として選定するときは、この限りでない。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、審査会を設置しないことができる。

第18条の2第2項中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 9 4 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場

合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 9 5 号議案

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白石市企業立地促進条例（平成18年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「（以下「緑地」という。）」を「及び環境施設（以下「緑地等」という。）」に改め、同条第2項中「緑地」の次に「等」を加える。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 6 号議案

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第8条中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 7 号議案

白石市障害児通所施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市障害児通所施設条例の一部を改正する条例

白石市障害児通所施設条例（平成10年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

第5条中「住所を有し、保護者とともに通所することができる」を「住所を有する中学校就学前の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 98 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
おもしろいし市場

- 2 指定管理者となる団体
東京都北区王子三丁目 19 番 7 号
株式会社サンアメニティ

- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 99 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

あしたば白石

2 指定管理者となる団体

白石市新館町 1 番 2 1 号

特定非営利活動法人水芭蕉

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第100号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市第一児童館

白石市第二児童館

第一児童館放課後児童クラブ

白石第一小学校放課後児童クラブ

第二児童館放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

仙台市太白区袋原三丁目16番地の51

特定非営利活動法人FOR YOUにこにこの家

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月1日

白石市長 山田 裕一